\_

○ 資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)

を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改 正 後	改 正 前
(受取証書の交付)	(受取証書の交付)
第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業	第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業
の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、当該	の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に
利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該	掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならな
事項を電磁的方法により提供しなければならない。ただし、資金移	い。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行
動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限り	う場合は、この限りでない。
645°	
[   ~11	[   ~     恒斗]
0 [整]	∞ [匠刊]
[本分雪る。]	<u>3</u> 資金移動業者等は、第一項に規定する書面の交付に代えて、汝項
	の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を
	電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金
	移動業者等は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。
[革や雪る。]	4 資金移動業者等は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項を
	提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用
	いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による
	承諾を得なければならない。
別第一項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供	<u>5</u> 前項に規定する承諾を得た資金移動業者等は、当該利用者から書

申出を徹可した場合は、この限りでない。 はならない。ただし、当該利用者が書面又は電磁的方法により当該は、当該利用者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってして法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときしようとする資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方

- に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号する方法であるで前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法であるでは、
  - をする場合 次に掲げる方法一 電磁的方法による提供を受けない旨の申出文は当該申出の撤回
  - 電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法イ 申出若しくは撤回を受ける者又は同意を得る者の使用に係る

### 口 [器]

## 1] [盎]

- ればならない。 同 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなけ
  - により通知するものであること。 い旨の申出又は当該申出の撤回の内容を書面その他の適切な方法が申出又は<u>撤回</u>をする者に対し、電磁的方法による提供を受けな一前項第一号に定める方法にあっては、<u>申出</u>又は<u>撤回</u>を受ける者

# 

続した電子情報処理組織をいう。る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接例 第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係

<u>
び前頃の関定による承諾をした場合は、この限りでない。</u>
供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が<u>再</u>があったときは、当該利用者に対し、<u>第一項各号に掲げる</u>事項の提面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出

- 場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる。 前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法
  - をする場合 次に掲げる方法 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない自の申出
  - 電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る

口[旧刊]

11 [匣4]

## 

により通知するものであること。 || 首の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法が|| 承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける|| 前項第一号に定める方法にあっては、|| 承諾又は|| 申出を受ける者

# [1]・11] 恒刊]

続した電子情報処理組織をいう。る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接例 第六項第二号/の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係

က

い。 する書面の<u>交付又は同項に規定する事項の提供</u>を行うことを要しな者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定の<u>交付又は同項に規定する事項の提供</u>を行ったときは、資金移動業引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面 同工項為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取

(廃止の届出等)

雅川十二条 [卷]

23 [器]

だより公衆の閲覧に供するものとする。
を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法
は、同項の規定による掲示の内容を認定資金決済事業者協会の協力
子公告により行うものとする。この場合において、資金移動業者等項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電り、法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事

4 [器]

ければならない。該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当ら 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をした

の [器]

しない。ず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の<u>交付</u>を行うことを要の<u>交付</u>を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわら引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面<u>の</u>第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取

(廃止の届出等)

第三十八条 [同上]

2 [匠刊]

子公告により行うものと<u>する</u>。項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事

4 [區刊]

該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当ら 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をした

9 [匝刊]

備考 表中の「 ] の記載は注記である。